

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画（第4次改定版） の概要について

I 計画の概要

1 計画の位置づけ

- ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3に基づく都道府県基本計画であり、国の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針」を踏まえたもの
- ・栃木県重点戦略「とちぎ未来創造プラン」に掲げる安全・安心なとちぎの実現に向けた「暮らしの安全・安心向上プロジェクト」の重点的取組の一つに位置づけられたもの
- ・とちぎ男女共同参画プラン〔5期計画〕との整合性を図り、DVの防止及び被害者の保護等の基本的方向性を示すもの
- ・SDGs（持続可能な開発目標）のゴール5「ジェンダー平等」及びゴール16「平和と公正をすべての人に」などと理念を共有するもの

2 計画期間 令和4（2022）年度～令和8（2026）年度（5年間）

II DVの現状

1 DV相談件数の状況

- (1) 栃木県内の配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数
- (2) 配偶者暴力相談支援センター及び「DV相談プラス」における相談件数（全国比較）
- (3) 警察におけるDV認知件数（全国比較）
- (4) 面前DVにより警察が児童相談所に通告した児童数（全国）

2 DV被害者の一時保護の状況

- (1) 一時保護決定件数（全国・県内）
- (2) 県の一時保護入所者の同伴児童（18歳未満）の状況
 - ・同伴児童の有無
 - ・入所者の同伴児童数

3 男女間における暴力に関する意識調査

- (1) 内閣府「男女間における暴力に関する調査結果」（令和2年度）
 - ・夫婦間で暴力と認識される行為（身体的暴力と精神的暴力、経済的暴力の抽出）
 - ・配偶者からの暴力の被害経験（全体・男女別）
 - ・配偶者からの暴力の相談経験（全体・男女別）
 - ・配偶者からの暴力被害を相談しなかった理由（複数回答）
 - ・無理矢理に性交等をされた被害経験
- (2) 男女間の暴力に関する県民の意識（令和3年度栃木県政世論調査結果）
 - ・DVの経験や見聞きした経験について（複数回答）
 - ・男女間の暴力を防止するために重要だと思う対策について（複数回答）

4 国における主な動き

- (1) 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」及び「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針」の改正

(2) その他の動き

- ① 困難な問題を抱える女性への支援のあり方に関する検討会の実施
- ② DV等の被害者のための民間シェルター等に対する支援の在り方に関する検討会の実施
- ③ 加害者対応に関する検討
- ④ 男女共同参画会議女性に対する暴力に関する専門調査会での検討
- ⑤ 「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」の決定
- ⑥ 相談窓口の整備

Ⅲ 計画の基本的事項

1 基本的な考え方

DV対策の推進に当たっては、次の「基本的な考え方」に基づき、被害者の人権を尊重しながら関係機関が緊密に連携して施策を推進。

- (1) DVは犯罪行為をも含む重大な人権侵害であること
- (2) 被害者の人権と意思は尊重されなければならないこと
- (3) DVの防止並びに被害者の適切な保護及び自立に向けた切れ目のない支援は、国、県、市町村の責務であること
- (4) 施策の推進にあたっては、国、県、市町村と民間支援団体等の連携・協働が不可欠であること

2 基本目標及び重点取組

DVの防止及び被害者保護を推進するため、次の項目を基本目標に掲げ、必要な施策を総合的に推進する。また、第4次改定版期間中においては、第3次改定版期間中の社会情勢の変化や本県の現状と課題を踏まえ、次の取組を特に強化する。

基本目標	重点取組
(1) DVを許さない社会づくりの推進	・全ての県民を対象としたDVに関する正しい理解の促進 ・DVの加害者、被害者、傍観者にならないための啓発の強化 ・デートDVや性暴力被害防止のための若年層への教育の強化
(2) DV被害者支援対策の充実	・被害者を早期発見し、相談窓口へつなぐ取組の強化 ・様々な困難を抱える被害者一人ひとりに寄り添った支援の充実 ・被害者のこころの回復支援の充実
(3) DV対策の推進体制の充実	・DVと児童虐待との関連を踏まえた児童相談所や市町との連携強化 ・相談員等の資質向上に向けた研修の充実

IV 施策の展開

基本目標1 DVを許さない社会づくりの推進

施策の展開	今後の方向性
(1) 県民への啓発の推進	① DV防止に向けた啓発の強化充実(様々な手法による効果的な啓発等) ② 女性への暴力をなくす運動期間における集中的な啓発 ③ DV被害者等地域支援サポーターによる啓発の推進(身近な地域での普及啓発活動の推進等) ④ 加害予防の意識啓発(面前DVが児童虐待に当たることの啓発等) ⑤ 外国人、障害者等に対する広報(関係機関等と連携した広報の実施等)
(2) 若年層への教育・啓発の充実	① 人権尊重・男女平等の教育の推進(発達段階や年齢に応じた効果的な教育の実施等) ② 教職員のための研修の充実 ③ デートDV及び性暴力防止等の啓発の充実(学校等における出張セミナーの実施や学習資料及び啓発資材の配布等)
(3) 調査研究等の推進	① DVに関する調査研究及び情報収集の実施 ② 加害者プログラムに係る情報収集

基本目標2 DV被害者支援対策の充実

基本目標2-1 相談支援体制の充実

施策の展開	今後の方向性
(1) 早期発見・通報等の取組の充実	① 医療機関、民生委員・児童委員等への啓発(被害者の発見・通報や啓発に協力可能な新たな機関等の掘り起こしと働きかけの実施等) ② 相談窓口の周知(市町や関係機関と連携した周知等)
(2) 相談窓口の充実	① とちぎ男女共同参画センターにおける相談体制の充実(複雑・多様化する相談ニーズに応じた相談の実施等) ② 市町における配偶者暴力相談支援センターの設置促進、相談体制の整備(市町での設置促進に向けた情報提供や助言等) ③ 警察における相談環境の整備(専門的知識を習得した職員による対応や加害者と遭遇しない措置など、被害者の視点に立った相談環境の整備等) ④ 民間支援団体の相談窓口との連携 ⑤ 性暴力等に関わる相談への対応
(3) 職務関係者の資質の向上	① 相談員等の専門性向上の研修の強化(とちぎ男女共同参画センターにおける経験年数に応じた基礎的な研修や専門研修の実施等) ② 二次的被害防止のための職務関係者に対する研修の実施 ③ 相談員等のメンタルヘルスケアの充実

基本目標 2-2 保護体制の充実

施策の展開	今後の方向性
(1) 安全・安心な一時保護の実施	① 一時保護の迅速かつ的確な実施（とちぎ男女共同参画センターにおける迅速かつ的確な一時保護の実施等） ② 一人ひとりに寄り添った保護の充実（被害者の意思を尊重した自立支援の実施等） ③ 一時保護委託の活用
(2) 一時保護期間の支援の充実	① 心身のケアの充実（入所者に対する心理判定員による心理判定や心理教育の実施等） ② 同伴児への支援（同伴児の状況に応じた児童相談所と連携した対応等） ③ 外国人等への配慮（関係機関と連携した外国人、障害者、高齢者に対する適切な対応等）

基本目標 2-3 自立支援の充実

施策の展開	今後の方向性
(1) 生活再建に向けた支援	① 就業促進のための支援（関係機関と連携した就業活動に必要な情報提供の実施等） ② 公営住宅の優先入居制度等の活用（被害者の住宅確保に向けた公営住宅の優先入居制度の実施等） ③ 暮らしの安定に向けた支援（各種福祉手続等に関する市町との調整等） ④ 福祉施設等への入所の調整
(2) 自立に向けた中長期的な支援	① 民間支援団体と連携した自立支援
(3) こころの回復支援	① 被害者等へのメンタルヘルスケアの実施 ② 地域生活における被害者への継続的なケアの実施（被害者が精神的な安定を維持しながら、地域で自立した生活を送れるよう、民間支援団体と連携した継続的な精神的ケアの実施等）
(4) 保護命令制度の活用	① 保護命令制度活用に向けた支援 ② 保護命令発令後の安全確保 ③ 市町における配偶者暴力相談支援センターの設置促進【再掲】

基本目標 3 DV対策の推進体制の充実

施策の展開	今後の方向性
(1) とちぎ男女共同参画センターの機能の発揮	① 総合調整機能の発揮（DV対策の中核機関として、専門的な支援を必要とする事案等への対応等における市町や関係機関に対する助言や支援等）
(2) 関係機関との連携強化	① 配偶者暴力防止対策ネットワーク会議等による連携の強化 ② その他の関係機関との連携の強化 ③ 他県との連携推進
(3) 児童虐待対応機関との連携強化	① 児童相談所や市町との連携（児童相談所や市町の児童虐待対応担当者のDVに関する理解促進と連携等）

施策の展開	今後の方向性
	② DV対応機関の要保護児童対策地域協議会との連携強化 (市町のDV対策担当の要保護児童対策地域協議会への参画の働きかけ等)
(4) 市町への支援	① 計画策定や配偶者暴力相談支援センター設置への支援(計画策定や改定に係る情報提供や助言等) ② 身近な地域での相談体制の整備(市町におけるDV防止・支援体制の強化のための情報提供や助言等) ③ 相談員等の資質向上に向けた支援(とちぎ男女共同参画センターにおける経験年数に応じた基礎的な研修や専門研修の実施等)
(5) 民間支援団体との連携・協働の推進	① 民間支援団体との連携・協働の推進(啓発、相談、一時保護、自立支援等における民間支援団体の特性を踏まえた事業の委託による連携・協働の推進等)
(6) 苦情等への適切かつ迅速な対応	① 苦情等への適切かつ迅速な対応

〈計画体系図〉

基本目標	施策の展開	今後の方向性	
1 DVを許さない社会づくりの推進	(1) 県民への啓発の推進 (2) 若年層への教育・啓発の充実 (3) 調査研究等の推進	① DV防止に向けた啓発の強化充実 ② 女性への暴力をなくす運動期間における集中的な啓発 ③ DV被害者等地域支援サポーターによる啓発の推進 ④ 加害予防の意識啓発 ⑤ 外国人、障害者等に対する広報 ① 人権尊重・男女平等の教育の推進 ② 教職員のための研修の充実 ③ デートDV及び性暴力防止等の啓発の充実 ① DVに関する調査研究及び情報収集の実施 ② 加害者プログラムに係る情報収集	
2 DV被害者支援対策の充実	2-1 相談支援体制の充実 (1) 早期発見・通報等の取組の充実 (2) 相談窓口の充実 (3) 職務関係者の資質の向上	① 医療機関、民生委員・児童委員等への啓発 ② 相談窓口の周知 ① とちぎ男女共同参画センターにおける相談体制の充実 ② 市町における配偶者暴力相談支援センターの設置促進、相談体制の整備 ③ 警察における相談環境の整備 ④ 民間支援団体の相談窓口との連携 ⑤ 性暴力等に関わる相談への対応 ① 相談員等の専門性向上の研修の強化 ② 二次的被害防止のための職務関係者に対する研修の実施 ③ 相談員等のメンタルヘルスキアの充実	
	2-2 保護体制の充実 (1) 安全・安心な一時保護の実施 (2) 一時保護期間の支援の充実	① 一時保護の迅速かつ確かな実施 ② 一人ひとりに寄り添った保護の充実 ③ 一時保護委託の活用 ① 心身のケアの充実 ② 同伴児への支援 ③ 外国人等への配慮	
	2-3 自立支援の充実 (1) 生活再建に向けた支援 (2) 自立に向けた中長期的な支援 (3) こころの回復支援 (4) 保護命令制度の活用	① 就業促進のための支援 ② 公営住宅の優先入居制度等の活用 ③ 暮らしの安定に向けた支援 ④ 福祉施設等への入所の調整 ① 民間支援団体と連携した自立支援 ① 被害者等へのメンタルヘルスキアの実施 ② 地域生活における被害者への継続的なケアの実施 ① 保護命令制度活用に向けた支援 ② 保護命令発令後の安全確保 ③ 市町における配偶者暴力相談支援センターの設置促進【再掲】	
	3 DV対策の推進体制の充実	(1) とちぎ男女共同参画センターの機能の発揮 (2) 関係機関との連携強化 (3) 児童虐待対応機関との連携強化 (4) 市町への支援 (5) 民間支援団体との連携・協働の推進 (6) 苦情等への適切かつ迅速な対応	① 総合調整機能の発揮 ① 配偶者暴力防止対策ネットワーク会議等による連携の強化 ② その他の関係機関との連携の強化 ③ 他県との連携推進 ① 児童相談所や市町との連携 ② DV対応機関の要保護児童対策地域協議会との連携強化 ① 計画策定や配偶者暴力相談支援センター設置への支援 ② 身近な地域での相談体制の整備 ③ 相談員等の資質向上に向けた支援 ① 民間支援団体との連携・協働の推進 ① 苦情等への適切かつ迅速な対応